# 年金額改定の本来の意義は 実質的な価値の維持

年金額改定の意義と2026年度以降の見通し(1)

年金総合リサーチセンター公的年金調査部長・主席研究員 中嶋 邦夫 (03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.ip

#### 1 — 問題意識:年金額改定の本来の意義を確認する

年金額は年度ごとに改定されている<sup>1</sup>。2025年度の年金額は、前年の物価上昇を受けて、+2.7%増 と3年連続の増額になった。しかし、同時に、マクロ経済スライドによる調整(2025年度は-0.4%) が3年連続で発動されており、実質的には目減りとなっている。また、2026 年1月には、2026 年度分 の年金額が公表される見込みであり、物価上昇が続く中で、その動向が注目される。

本稿では、これらの数字の意味を理解するために、年金額改定のルールのうち本来の改定ルールに ついて、意義や経緯を確認する。

#### 2 —— 改定ルールの全体像:本来のルールと年金財政健全化のための調整ルールの2つを適用

公的年金の年金額は、経済状況の変化に対応して価値を維持するために、毎年度、金額が見直され ている。この見直しは改定(またはスライド)と呼ばれ、今年度の年金額が前年度と比べて何%変化する かは改定率(またはスライド率)と呼ばれる。ただ、現在は年金財政を健全化している最中であるため、 年金額の改定率は、常に適用される改定率(以下、本来の改定率)と年金財政健全化のための調整率 (いわゆるマクロ経済スライド $^{2}$ ) を組み合わせたものとなっている (図表 1)。

## 図表 1 年金額改定ルールの全体像

#### 〇年金額の改定率

- =本来の改定率
  - + 年金財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライドのスライド調整率)
- (注1) 本稿では変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。
- (注2) 年金財政健全化のための調整率(マクロ経済スライドのスライド調整率)は、少子化の影響で基本的にマイナス。 2016年の法改正で、単純に計算される調整率がプラスになった場合にはゼロ%に置き換えることになった。

マクロ経済スライドについては、別稿「将来世代の給付低下を抑えるため少子化や長寿化に合わせて調整:年金額改定の 意義と2026年度以降の見通し(2)」(近日発行予定)を参照。



年金は原則として2か月分ずつ支給される。改定直後の4~5月分は、6月 15 日 (この日が土曜や日曜の場合は直前の 金曜日) に振り込まれる。

#### 3 — 本来の改定ルールの基本的な意義:年金額の実質的な価値を維持するため

本来の改定ルールは、年金財政の健全化中か否かにかかわらず常に適用されるルールを指す。経済 状況の変化に対応して年金額の実質的な価値を維持する、という年金額改定の基本的な役割を果たす ための仕組みである。

2000 年改正の前までは、受け取り始めるまでの(新規裁定の)年金額も受給開始後の(既裁定の)年金 額も、約5年ごとの法改正によって、加入者全体の賃金水準の変化に連動して改定されていた<sup>3</sup>。これ は、おおまかにいえば、年金受給者の生活水準の変化を現役世代の生活水準の変化、すなわち賃金水 準の変化に合わせるためである。言い換えれば、現役世代と引退世代が生活水準の向上を分かち合う 仕組みといえる。また、この仕組みは年金財政の観点からも合理的である。年金財政の主な収入は保 険料で、これは賃金の水準に連動して変化する。このため、年金財政の支出である給付費も賃金に連 動して変化させれば、年金財政のバランスは維持される。

しかし、この財政バランスが維持される話は、現役世代と引退世代の人数のバランスが変わらない 場合にしか成り立たない。少子化や長寿化が進む社会では、現役世代の人数が減って保険料収入が減 り、引退世代の人数が増えて支出である給付費が増えるため、財政バランスが悪化する。そこで2000 年改正後は、受給開始後(66 歳以上)の年金額は物価水準の変化に連動して改定されることになった<sup>4</sup>。 過去の経済状況では賃金の伸びよりも物価の伸びの方が低かったため、この見直しによって給付費の 伸びを抑え、将来の保険料の引上げを抑えることが期待された。

さらに 2004 年改正では、従来は法改正を経て行われていた年金額の改定を、予め法定したルールで 毎年度自動的に行うことになった。これにより、年金額の改定がその時々の政治状況に左右されにく くなった。具体的なルールは図表 2 のように規定された。賃金水準の変化については、年金水準の過 度な変動を抑えつつ物価変動にはなるべく早く対応するため、前年(暦年)の物価上昇率と実質賃金変 動率の2~4年度前の平均を合わせた名目手取り賃金変動率が適用される形になった<sup>5</sup>。これに伴い、 改正前と同様に64歳時点までの賃金変動率が年金額に反映されるよう、受給開始後でも67歳になる 年度までは名目手取り賃金変動率が適用されることになった。

#### 図表 2 本来の改定ルールの原則

#### 〇67歳になる年度までの改定率

- =賃金水準の変化に連動した率(名目手取り賃金変動率)
- =物価変動率+実質手取り賃金変動率 (3年度前)
- =前年(暦年)の物価上昇率 + {実質賃金変動率(2~4年度前の平均)+可処分所得変化率(3年度前)}

#### 〇68歳になる年度からの改定率

- =物価水準の変化に連動した率(物価変動率)
- =前年(暦年)の物価上昇率(消費者物価指数の上昇率)

毎年度の年金額は物価上昇率に連動して改定され、5年目に過去5年分の賃金変動率に合わせて改定される方式だった。

諸外国の中には受給開始後の年金額を物価水準の変化に連動する国があることも、見直しの根拠とされた。

前年度の実質賃金変動率が参照されないのは、改定率を決定する時点(改定率が適用される前年度の1月)では前年度が 終わっておらず、判明する直近の実質賃金変動率が2年度前のものになるためである。なお、実質賃金変動率の計算では、 各人の賃金の変動を反映するために、性・年齢構成の変化の影響は除去される。また、2020年の法改正により、2024~2029 年度の実質賃金変動率の計算では、2022 年と 2024 年に実施される厚生年金の適用拡大の影響も除去される。

#### 4 — 本来の改定ルールの特例: 当初は当面の受給者に配慮、2021 年度から将来の給付水準に配慮

#### 1 | 2004 年改正で特例ルールが設けられた意図: 当面の受給者への配慮

2004年の改正では、上記の原則的なルールに加えて特例ルールも規定された。従来は賃金の伸び(賃 金変動率)が物価の伸び(物価変動率)を上回ることが一般的だったが、2000年代に入ると賃金変動 率が物価変動率を下回る場合も想定されるようになってきた。そこで、賃金変動率が物価変動率を下 回る場合には、現役世代の賃金の伸びと年金額の伸びとのバランスや、既に引退して公的年金以外に 収入源が乏しい受給者の生活への影響などを考慮して、原則とは異なる特例的なルールが設定された (図表3の中央)。

特例的なルール (図表  $3 O(4) \sim (6)$ ) が設けられた理由は、それぞれ次のとおりである。

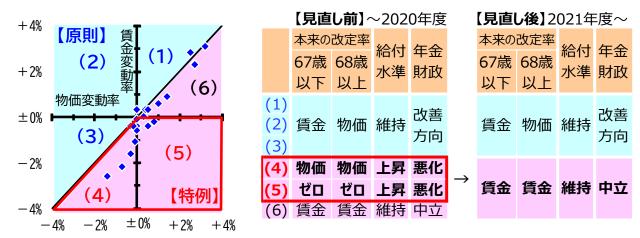
賃金変動率と物価変動率がともにマイナスでかつ賃金変動率が物価変動率よりも小さい場合(図表 3 の(4)の場合) は、原則どおりだと受け取り始めた後の年金額の改定率が新しく受け取り始める年金 額の改定率より高くなるため、2000年改正の主旨に反して不適切である。しかし、受け取り始めた後 の年金額を物価変動率を下回る賃金変動率で改定して名目額でも実質額でも前年度を下回らせるのは 不適切という理由で、新しく受け取り始める年金額の改定率を賃金変動率よりも高い、受け取り始め た後の年金額の改定率(すなわち物価変動率)に揃えることになった。

賃金変動率がマイナスで物価変動率がプラスの場合(図表3の(5)の場合)は、前の場合(図表3の (4)の場合)と同様に、原則どおりだと受け取り始めた後の年金額の改定率が新しく受け取り始める年 金額の改定率より高くなるため、2000年改正の主旨に反して不適切である。しかし、受け取り始めた 後の年金額の改定率を、ゼロ(前年度と同額)よりも低くしてまで新しく受け取り始める年金額の改 定率に合わせるのは不適切という理由で、新しく受け取り始める年金額の改定率と受け取り始めた後 の年金額の改定率をともにゼロにする、という、いわば痛み分けの形になっている。

賃金変動率と物価変動率がともにプラスで、かつ賃金変動率が物価変動率よりも小さい場合(図表 3 の(6)の場合) は、現役世代と年金受給者とのバランスを考慮し、現役の賃金の伸びを上回る年金額 の引き上げは不適切という理由で、受け取り始めた後の年金額の改定率を物価変動率よりも低い賃金 変動率にとどめることになっている6。

以上の説明は、2004年改正時の厚生労働省の説明(具体的には、厚生労働省数理課『厚生年金・国民年金平成 16年財政 再計算結果(報告書)』, p.102) を参考に記載した。なお、2016年改正に近い厚生労働省の説明(例えば、社会保障審議会 年金部会(2014年10月15日)の資料1 p.6)では、後述する見直しを念頭に置き、受け取り始めた後の年金額の改定率 が新しく受け取り始める年金額の改定率より大きくなると給付と負担の長期的なバランスが保てなくなる旨が、記載され ている。

### 図表3 本来の改定ルールの全体像(原則と特例)



- (注1)厳密には、上記の「67歳以下」は「67歳になる年度まで」、「68歳以上」は「68歳になる年度から」を指す
- (注2) 厳密には、上記の「賃金変動率」と「賃金」は名目手取り変動率、「物価」は物価変動率を指す(図表2参照)。
- (注3) 赤枠は、年金財政に悪影響を及ぼすパターンであることを示している。

#### 2 | 特例ルールの見直し (2016 年改正、2021 年度施行): 将来の給付水準や現在の現役世代を考慮

この特例的なルールのうち、賃金変動率が物価変動率よりも小さくかつ賃金変動率がマイナスであ る(4)と(5)の場合には、年金財政の支出を左右する年金額の改定率が年金財政の保険料収入を左右する 賃金変動率よりも高くなるため、年金財政が悪化する方向に働く。年金財政が悪化すると、別稿で説 明する年金財政健全化のための調整(マクロ経済スライド)をより長期に行う必要がでてくるため、 将来の給付水準(所得代替率、図表4右側の黒線)は、特例がない場合(図表4右側の赤線)よりも 低下する。その一方で、特例に該当した時点の給付水準(所得代替率)は、分子の年金額の伸び率で ある改定率が、分母の現役世代の賃金の伸び率である賃金変動率よりも高くなるため、上昇する(図 表4左側の黒線)。つまり、「特例がない場合と比べて、特例に該当した時点の高齢者はより高水準の 給付を受け取れる一方で、将来の高齢者はより低水準の給付を受け取ることになる」という意味で、 世代間のバランスが悪化する。

これらの特例に該当する場合が稀であれば大きな問題はないが、制度開始後に多くの年度で該当し た(図表3左の◆)。そこで2016年の法改正で、図表3のうち(4)と(5)の場合も(6)と同じルールを適用 して年金財政を悪化させないように見直された(図表3の右) $^{7}$ 。この改正を盛り込んだ法案は野党か ら「年金カット法案」と呼ばれたが、カットというよりも前述した給付水準の上昇を抑える内容であ る。この改正により改正前と比べて年金財政健全化のための調整(マクロ経済スライド)を早めに停 止でき、将来の給付水準が上昇する(図表 4 右側の丸い吹き出し)<sup>8</sup>。

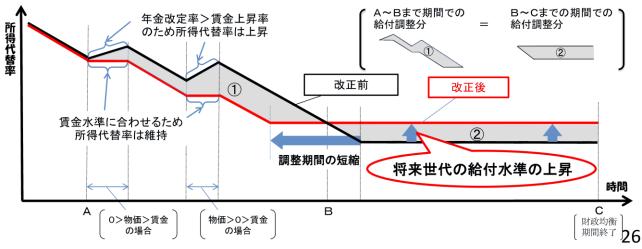
また、この改正は、年金受給者が現役世代の痛みを分かち合う形への変更とも言える。見直しの対 象となった図表 3 の(4)~(5)のケースでは、物価変動率が賃金変動率を上回っているため、現役世代の

この改正により、本来の改定ルールは、67 歳になる年度までの改定率は常に賃金変動率、68 歳になる年度からの改定率 は賃金変動率と物価変動率のどちらか小さい方、と単純化された。

新聞などでこの利点が解説され、各紙の世論調査での同法案に対する賛成の割合は、法案審議から審議後にかけて上昇し た。中嶋邦夫(2018)「『年金カット法案』は全国紙3紙でどう報道されたか」『日本年金学会誌』, Vol.37, p.26-30 参照。

賃金の価値が目減りしている状況である。改正前の(4)と(5)のケースでは、年金額の改定率が賃金変動 率よりも高くなるため、年金受給者は現役世代よりも痛みが軽い状況にあったと言える。改正後は、 年金額の改定率が賃金変動率と同じになるため、年金受給者も現役世代と同じ痛みを分かち合うこと になる。

図表 4 本来の改定率の特例によって、年金財政の健全化に必要な調整期間が長引いたり、当面の給付 水準(所得代替率)が上昇する一方で将来の給付水準が低下するイメージ



(資料) 社会保障審議会年金部会 (2018年7月30日) 資料 2 p. 26.

なお、この見直しは年金財政や世代間のバランスにとって大変有意義だが、施行は2021年度からと 遅めになった。この理由は、年金額の改定に使う賃金変動率(名目手取り賃金変動率)に、2017年まで 続いた保険料率の引上げが影響しなくなってから実施するため、と説明されている<sup>9</sup>。これは、年金受 給者に対する配慮と理解できる。保険料率の引上げが影響しない賃金変動率は影響している賃金変動 率よりも高いため、影響しなくなってから実施することで今回の見直しによる改定率の低下の影響を 抑える効果がある。早期に実施された方が財政悪化の懸念が減って将来の給付水準の低下を防ぐ効果 があるが、現在の受給者は既に退職しているため、制度の見直しで予定外に年金給付が目減りした場 合に家計をやりくりする余地が小さくなっている。遅めの施行時期は、将来への配慮と現在への配慮 のバランス、言い換えれば世代間の思いやりが重要であることを示唆している、と言えるだろう。

社会保障審議会年金部会(2016年3月14日)議事録。保険料率の引上げは図表2の可処分所得変化率に影響する。3年度 前の値が用いられるため、最後の引上げとなった2017年度の影響は2020年度の改定に影響した。

# 5 —— 本来の改定ルールの適用状況:財政悪化パターンが大半だったが、制度改正で中立的に。 68歳以上の改定率を抑えて年金財政を改善する仕組みは、2023年度のみ機能。

これまで述べてきた本来の改定ルールの適用状況を見たのが、図表5である。

図表3左で概観したように、これまでの本来の改定ルールのパターンの大半は、年金財政の支出を 左右する年金額の改定率が年金財政の保険料収入を左右する賃金変動率よりも高くなり、年金財政を 悪化させるパターン (図表 3 の(4)か(5)の場合) であった。2021~2022 年度と 2024~2025 年度も、2016 年の改正がなければ年金財政を悪化させるパターンになっていたが、同改正の効果で年金財政への影 響が中立的になった。

また、本来の改定ルールには、賃金の伸びが物価の伸びを上回る場合に年金財政を改善する仕組み が組み込まれている。具体的には、賃金の伸びが物価の伸びを上回る場合に、68歳以上の改定率を 賃金変動率よりも低い物価変動率にすることで、年金財政の支出を左右する年金額の改定率を年金財 政の保険料収入を左右する賃金変動率よりも抑えて、年金財政を改善する。しかし、2004年改正後 に賃金の伸びが物価の伸びを上回ったのは 2005 年度と 2023 年度の改定に限られ、しかも 2005 年度 は 2004 年改正の経過措置(特例水準)で実際の年金額が計算されていたため、実際の年金額にこの仕 組みが適用されたのは、2023 年度が初めてとなった。ただし、2024 年度以降は再び賃金の伸びが物 価の伸びを下回ったため、この仕組みが適用されたのは現在のところ 2023 年度のみとなっている。

図表 5 2004 年改正以降における本来の改定ルールのパターンの推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
賃金変動率	+0.3%	<b>-</b> 0.4%	± 0.0%	<b>-</b> 0.4%	+0.9%	<b>-</b> 2.6%	<b>-</b> 2.2%	<b>—</b> 1.6%	<b>-</b> 0.6%	+0.3%	
物価変動率	± 0.0%	<b>-</b> 0.3%	+0.3%	± 0.0%	+1.4%	<del></del> 1.4%	<b>-</b> 0.7%	-0.3%	± 0.0%	+0.4%	
本来の改定のパターン	(1)	(4)	(6)	(5)	(6)	(4)	(4)	(4)	(5)	(6)	
本来の改定率(67歳以下)	+0.3%	<b>-</b> 0.3%	± 0.0%	± 0.0%	+0.9%	<b>—</b> 1.4%	<b>-</b> 0.7%	<b>-</b> 0.3%	± 0.0%	+0.3%	
本来の改定率(68歳以上)	± 0.0%	<b>-</b> 0.3%	± 0.0%	± 0.0%	+0.9%	<b>—</b> 1.4%	<b>-</b> 0.7%	<b>-</b> 0.3%	± 0.0%	+0.3%	
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
賃金変動率	+2.3%	<b>-</b> 0.2%	<b>—</b> 1.1%	<b>-</b> 0.4%	+0.6%	+0.3%	<b>-</b> 0.1%	<b>-</b> 0.4%	+2.8%	+3.1%	+2.3%
物価変動率	+2.7%	+0.8%	<b>-</b> 0.1%	+0.5%	+1.0%	+0.5%	± 0.0%	<b>-</b> 0.2%	+2.5%	+3.2%	+2.7%
本来の改定のパターン	(6)	(5)	(4)	(5)	(6)	(6)	特例	特例	原則	特例	特例
本来の改定率(67歳以下)	+2.3%	± 0.0%	<b>-</b> 0.1%	± 0.0%	+0.6%	+0.3%	<b>-</b> 0.1%	<b>-</b> 0.4%	+2.8%	+3.1%	+2.3%
本来の改定率(68歳以上)	+2.3%	± 0.0%	<b>-</b> 0.1%	± 0.0%	+0.6%	+0.3%	<b>-</b> 0.1%	<b>-</b> 0.4%	+2.5%	+3.1%	+2.3%

- (注1) 2014年度までは2004年改正の経過措置(特例水準)で実際の年金額が計算されていたが、上記は2004年改正後の仕組み に基づく給付水準(本来水準)の推移を示している。2014年度までは本来水準で用いる本来の改定率は公表されていな かったため、2014年度までのグレーの部分は改定ルールに基づいて筆者が計算した。
- (注2) 賃金変動率は名目手取り賃金変動率を指す。
- (注3) 厳密には、「67歳以下」は「67歳になる年度まで」、「68歳以上」は「68歳になる年度から」を指す。
- (注4) 本来の改定ルールのパターンは、図表3のパターンを指す。また、青字が年金財政を改善すること、赤字が年金財政に 悪影響を及ぼすこと、黒字が年金財政に中立であることを示している。
- (資料) 社会保障審議会年金部会(2018.7.30)資料2。厚生労働省年金局「年金額改定について」(各年)。

#### 6 —— 総括:年金額の実質的な価値を維持しながら、少子化・長寿化や世代間バランスにも対応

本稿では、年金額改定のルールのうち本来の改定ルールについて、意義や経緯を確認した。その要 点は、次のとおりである。

- 現在の公的年金の改定率(毎年度の見直し率)は、常に適用される本来の改定率と、年金財政を 健全化している最中に適用される年金財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライド) を組み合わせたものとなっている。
- このうち本来の改定ルールの基本的な意義は、経済状況の変化に対応して年金額の実質的な価値 を維持することである。
- 現在の仕組み(2021年度以降)では、67歳以下(厳密には67歳に到達する年度まで)に適用さ れる本来の改定率は、常に賃金変動率である。これは、従来行われていた約5年ごとの法改正に よって賃金の変化に連動して改定する仕組みを、2004年改正を機に毎年度自動的に行う仕組み (政治状況に左右されにくい仕組み) に切り替えたものである。
- 68 歳以上(厳密には 68 歳に到達する年度以降)に適用される本来の改定率は、賃金変動率と物 価変動率のうち低い方である (2021年度以降)。
  - ・ 賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、年金の購買力を維持しつつ少子化や長寿化による年 金財政の悪化に対応するため、年金財政の保険料収入を左右する賃金変動率よりも低い物価変 動率が使われる。ただし、この仕組みが発動されたのは、2023年度のみである。
  - 賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、年金財政の悪化を避けつつ、現役の賃金の伸びを上 回る年金額の引上げは不適切という世代間バランスの観点から、物価変動率よりも低い賃金変 動率が使われる。2021 年度からこの仕組みに切り替えられたことで、改正前のように年金財政 の悪化要因になることが避けられた。
- 賃金変動率の計算には、直近の物価変動を反映しやすくする仕組みや、賃金の細かな変動を取り 除いて年金額の変動を抑える仕組みが組み込まれている。近年の物価上昇や実質賃金低下の下で は、これらの仕組みが奏功している。

年金額の改定といえばマクロ経済スライドが注目されがちだが、その基礎となる本来の改定率につ いても、理解しておく必要があるだろう。